

## 四万十町産材利用推進方針

この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、高知県が定めた県方針に則して、町産材の利用推進に必要な事項を定めるものである。

### 第1 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

#### 1 木材の利用の促進の意義

本町は、森林面積が総面積（以下町土という。）の約87%を占める林業立町である。

森林は、町土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、町民生活及び地域経済の安定に重要な役割を担っていることから、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

しかしながら、人工林資源が成熟し、利用可能な段階を迎えつつある一方、これら資源の利用は不十分であり、木材価格も低迷していること等から、林業生産活動は停滞し、森林の有する多面的機能の低下が懸念されている。

このような現状の中で、町産材（町内で生産された木材をいう。以下同じ。）の需要を拡大することは、林業の活性化を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の活性化に貢献するものである。

#### 2 公共建築物等における木材の利用の促進の効果

公共建築物や公共土木工事は、広く町民の利用に供されるものであることから、多くの町民に対して、木との触れ合いや木の良さを実感する機会を提供することができる。

また、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材利用の意義について町民の理解を深めることができる。

このようなことから、町が整備する公共建築物や公共土木工事において率先して木材を利用することにより、直接的な効果はもとより、一般建築物における町産材の利用の促進、さらには工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての町産材の利用拡大といった波及効果も期待できる。

### 第2 公共建築物等における木材の利用の目標

#### 1 公共建築物への木材利用の推進

- (1) 町有施設は原則木造とする。その基準は別表「四万十町公共建築物木造化基準」とする。

- (2) 町有施設の内外装や設備・備品類等は木質化を積極的に推進する。
- (3) 町有施設において冷暖房器具やボイラーを設置する場合は、極力木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。
- (4) (1) (2) (3) にあたっては、原則町産材を使用するものとし、そのうち、高知県グリーン購入基本方針に定められている重点調達品目に該当するものについては、その判断の基準を満たすものとするを目標とする。

## 2 公共土木工事への積極的な木材利用の推進

- (1) 町の土木工事においては、木材利用工法の積極的な採択に努める。
- (2) 町の土木工事のうち木製型枠の使用が適当と認められる工事においては、特記仕様書に木製型枠を使用することを明示する。また、看板・バリケード等工事関連資材においても積極的な木製品使用に努めるものとする。
- (3) (1) (2) にあたっては、町産材を優先使用するものとし、そのうち、高知県グリーン購入基本方針に定められている重点調達品目に該当するものについては、その判断の基準を満たすものとするを目標とする。

## 第3 公共建築物等の整備に要する木材の供給に関する基本的事項

### 1 供給体制に関する事項

町は、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者と連携し、素材生産の合理化、加工体制の拡充、木材の需給に関する情報の共有等を通じて、公共建築物等の整備に必要な木材の安定的な供給体制づくりに取り組むものとする。

### 2 流域独自の取り組みによる連携

町産材の利用を優先する中で、四万十町、四万十市、中土佐町、三原村の4市町村及び森林組合等で構成する「四万十ヒノキブランド化推進協議会」における流域市町村および関係団体等の連携のもと、管内の公共建築物等の整備に必要な木材の安定的な供給・確保のために連携を図る。

## 第4 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

### 1 木材利用の促進のための体制の整備

- (1) 町は、町産材利用推進に向けた行動計画を定め、全庁的なフォローアップ等を行い町産材の利用の促進を図るものとする。
- (2) 庁内関係各課は、町や学校法人、社会福祉法人、医療法人等公益団体に対して、町産材を活用した施設の木造・木質化や備品類等の木質化、ボイラー等への木質バイオマスの利用及び土木工事での町産材の積極的な活用を要請するものとする。

### 2 その他の必要事項

その他、公共建築物等における木材の利用促進に関し必要な事項は、関係各課連携のもと推進するものとする。

附 則

この方針は、平成24年8月1日から運用する。

## 別表

## 四万十町公共建築物木造化基準

建築物の用途		建築物の規模（1棟当たりの延べ面積）	
		1,000 m <sup>2</sup> 以下	1,000 m <sup>2</sup> ～ 3,000 m <sup>2</sup> 以下
庁舎		2階建以下は木造化に努めるものとする	
学校		2階建以下は木造とする	2階建以下は木造（2,000m <sup>2</sup> 以上は準耐火建築物）とする
体育館		平屋建は木造とする	平屋建以下は木造（2,000m <sup>2</sup> 以上は準耐火建築物）とする
文化施設 （図書館、美術館）		2階建以下は木造とする	2階建以下は木造（2,000m <sup>2</sup> 以上は準耐火建築物）とする
集会所		2階建以下で客室が200m <sup>2</sup> 未満は木造とする	
病院	入院施設	有	2階建以下は木造（2階部分が300m <sup>2</sup> 以上は準耐火建築物）とする
		無	2階建以下は木造とする
社会福祉施設		法令の範囲内で可能なものは木造とする	
町営住宅・職員住宅		3階建以下は木造化に努めるもの（2階部分が300m <sup>2</sup> 以上は準耐火建築物）とする	
宿泊施設		2階建以下は木造（2階部分が300m <sup>2</sup> 以上は準耐火建築物）とする	
展示場・観光施設 物品販売所		2階以下は木造（2階部分が500m <sup>2</sup> 以上は準耐火建築物）とする	
倉庫		2階建以下は木造（2階部分が500m <sup>2</sup> 以上は準耐火建築物）とする	

- ※ ① 上記以外の施設でも積極的に木造化を検討する。  
 ② 特殊な目的を有する建築物はこの限りでない。  
 ③ 防火地域及び準防火地域において木造化が困難とされる建築物についてはこの限りでない。  
 ④ 木造化すべき建築物であっても、防災・保安上の理由等から木造が困難な場合はこの限りでない。この場合でも木造と他工法の混構造を検討する。  
 ⑤ 内装木質化については、可能な限り木質とする。

## 四万十町産材利用推進に向けた行動計画

### 1 趣旨

「四万十町産材利用推進方針」を実効性あるものとするため、関係課ごとの取り組みに係る数値目標等を設定し、町自らが率先実行して町産材利用状況の把握および管理を行う。

### 2 計画期間

この行動計画は、平成24～28年度の5年間とする。

### 3 目標

#### (1) 公共建築物等の木造化・木質化の推進

- ・ 町有施設は、原則基準内施設100%木造化、基準外施設100%木質化を目標とする。
- ・ 別表1により進行管理を行う。

#### (2) 公共土木工事への積極的な木材利用の推進

- ・ 木材使用量は、平成21～23年度の工事費1千万円あたりの使用量(m<sup>3</sup>)の1.2倍を目標とする。
- ・ 木製型枠、工事用木製資材の使用率100%を目標とする。
- ・ 別表2により進行管理を行う。

#### (3) 木製品の積極的な導入

- ・ 新規に導入する事務用備品類(机(会議用机含む)・棚・収納用什器(棚以外))については、100%木製を目標とする。
- ・ 別表3により進行管理を行う。

### 4 目標管理体制

全庁的に町産材利用推進方針に定める取り組みの徹底を図るため、3に掲げる目標の進行管理を、農林水産課で行う。

関係課は、該当する目標達成状況を年1回報告する。

別表 1

公共建築施設等の木造化に係る関係課の目標

区分	課名等	取り組み事項	H24	H25	H26	H27	H28	目標 (%)
町有施設	各課共通(教育委員会含む)	町有施設の木造化(基準内)						100
		町有施設の内装木質化(基準外)						100
補助施設	〃	「四万十町公共建築物木造化基準」に準じた補助施設の木造化(基準内)						ヒアリング時に要請
		補助施設の内装木質化(基準外)						

注 1 施設等の木造・木質化に係る指標は全対象施設数に対する木造・木質化を行った施設数の割合とする。

2 進行管理は、農林水産課で行う。

3 基準とは、「四万十町産材利用推進方針」別表「四万十町公共建築物木造化基準」のとおりとする。

基準外(例えば、津波対策等、防災・保安上の理由から木造が困難な場合)であっても、他工法との混構造などにより積極的に木造化を図るものとする。

## 別表 2

### 公共土木工事への木材利用に係る関係課の目標

#### (1) 木材利用量（仮設工・木製型枠含む）

課名等	木材利用推進工種	基準値 m <sup>3</sup> /事業費	H24	H25	H26	H27	H28	目標 (m <sup>3</sup> )
								各課等が算出した基準値の1.2倍を目標とする。

注 1 基準値とは、平成21～23年度までの工事費1千万円あたりの木材使用量の実績平均を記載する。

2 柵工は、土留用柵工、遊歩道・水路・用地等の境界に設ける手すり等をいう。

3 仮設防護柵は、人家裏や道路上部に設置する場合は除く。

4 上記推進工種以外にも利用可能な箇所には積極的に利用し利用料の増加に努めるものとする。

#### (2) 木製型枠の使用率

課名等	区分	H24	H25	H26	H27	H28	目標 (%)
							100
							100

※ 木製型枠の使用率とは、コンクリート工事件数（小型構造物を除く）に対する木製型枠を使用した工事件数の割合である。

#### (3) 工事用資材の木製品（看板、バリケード等）の使用率

課名等	区分	H24	H25	H26	H27	H28	目標 (%)
							100
							100

※ 各工事現場に一つは町産材の木製品を使うことを目標とする。

木製品使用率とは、全土木工事件数に対する工事用資材の木製品を使用した工事件数の割合である。

### 別表 3

#### 事務用品類への木製品の導入に係る各部局の目標

##### (1) 木製品の導入

課名等	区分	H24	H25	H26	H27	H28	目標 (%)
各部局共通（教育委員会含む）	事務用備品類						100

※ 事務用備品類とは、グリーン購入法の重点調達品目「事務用備品」の机（会議用机含む）、棚、収納用什器（棚以外）とし、スチール等との混構造も含むものとする。